

建築確認が必要な区域を見直します

(川辺地区)

住宅建築をはじめとする建築行為では、安全で快適な建築のため、建築基準法を順守しなければなりません。一方、川辺地区（大字山浦及び大久保）では、建築基準法に基づく建築確認を要しない区域となっており、昨年9月に県建設部から、建築確認を要しない区域の廃止を検討するよう依頼がありました。

川辺地区では、千曲ビューラインや公共下水道・農業集落排水の整備、市水道事業への統合など住環境の整備も進み、建築工事の件数が他の地区と同程度あることから、建築確認によって適正に建築基準法が運用されることが望ましいと判断し、建築確認を要しない区域の廃止に向けた手続を進めることとしました。

■平成30年度中の区域廃止をめざして意見募集を行います

◆区域廃止に向けた説明会

○5月19日(金) 午後7時～

・場所 久保公民館

○5月26日(金) 午後7時～

・場所 あぐりの湯こもろ研修室

◆意見募集期間

5月1日(月)～7月28日(金)

◆意見の提出方法

都市計画課までご連絡ください

◆募集した意見に対する市の考え方公表

平成29年9月予定

◆区域の廃止

平成30年度中を予定

■安全で快適な建築のルールの一部を紹介します

①災害時の避難経路及び緊急車両の接近経路の確保

敷地が幅員4m以上の道路に2m以上接道しなければなりません。なお、幅員4m未満でも、すでに建物が立ち並び、建築基準法上の道路とみなされる道路もあり、この道路に接道する場合は道路後退が必要となります。

②前面道路の日照・通風・採光等の確保

敷地が接している前面道路の反対側の境界線から一定の勾配で示される斜線の内側が建築物の高さの上限となります。(道路斜線制限)

▼問い合わせ先

○区域廃止の手続きについて
市都市計画課 都市計画係
○建築確認申請に係る相談
佐久建設事務所 建築課
☎0267・63・3159

『市営住宅』入居者募集

※熊本地震被災者支援で応募内容が変更になる場合があります。



富士見平団地（富士見区）2戸 簡易耐火平屋建
・730号（昭和48年竣工）家賃5,300円～（2K）
・811号（昭和51年竣工）家賃7,600円～（3K）

※家賃は、収入で変わります。
※設備機器、建具等は、新品ではありません。
※浴槽・給湯機器は持込みです。

◆受付期間 4月3日(月)～4月7日(金)
午前8時30分～午後5時

◆申込方法
入居申込書に住民票謄本、所得証明書、平成28年度源泉徴収票の写し、納税証明書等（高校生以上）を添えてお申し込みください。申込者が募集戸数を超えたときは、公開抽選により入居者を決定します。

◆抽選日 4月12日(水) 午前10時～

◆入居説明会 4月20日(木) 午前10時～

◆4月3日(月)午前11時～11時30分 富士見平団地730号を事前公開します。(スリッパ持参)

※申込資格等の詳細は、お問い合わせください。

▼申し込み・問い合わせ先 住宅供給公社小諸管理センター(市役所2階) ☎31-6790